○総務省告示第百二十八号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十二号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

「平成二十七年十月」を「平成二十八年度」に、「金額」を「額」に、「千分の四十・二」を「千分の三十七・七」に改める。

○総務省告示第百二十九号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第三項及び第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条第三項及び第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十三号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

「平成二十七年十月」を「平成二十八年度」に、「金額」を「額」に、「千分の四十・二」を「千分の三十七・七」に改める。

○総務省告示第百三十号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を次のように定め、平成二十八年四月一日から施行し、平成二十七年総務省告示第三百四十四号（地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件）は、平成二十八年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率　千分の四十九・五

○総務省告示第百三十一号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

本則中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「標準報酬等合計額」を「標準報酬等合計額の総額」に改め、第一号中「千分の〇・二三」を「千分の〇・二六」に改め、第二号中「千分の〇・三三」を「千分の〇・四一」に改め、第三号中「千分の〇・一一」を「千分の〇・一二」に改め、第四号中「千分の〇・二六」を「千分の〇・二一」に改め、第五号から第七号までの規定中「千分の〇・二九」を「千分の〇・三一」に改める。

○総務省告示第百三十二号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

本則の表中「〇・九六」を「〇・九七」に、

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇

を

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九八
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇

に、

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九七
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇

を

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九六
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇

に、

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九六
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇

を

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九五
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九四
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇

に、

改める。

附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十三号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

本則の表中「一・三三」を「一・三三」に、「〇・九六」を「〇・九七」に、

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九七
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇

を

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九六
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇

に、

改める。